

公立大学法人宮崎公立大学情報システム検討会議規程

平成26年4月1日

規程第125号

(趣旨)

第1条 この規程は、次条に掲げる事項を審議するため設置する公立大学法人宮崎公立大学情報システム検討会議（以下「検討会議」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の情報処理ネットワークの運用及び管理に関すること。
- (2) 本学の情報処理システムの研究開発に関すること。
- (3) 教育研究のための情報処理サービスに関すること。
- (4) 本学の情報セキュリティに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長又は事務局長から付議された事項

(組織)

第3条 検討会議は、理事長が任命する委員若干名をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4条 検討会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は理事長が任命し、副議長は議長が指名する。
- 3 検討会議は、議長が招集する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を行う。

(定足数)

第5条 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 検討会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合においては、議長は議決に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 検討会議は、必要があると認める場合は、会議において委員以外の者に説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 検討会議に、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じてワーキンググループ（以下、「ワーキング」という。）を置くことができる。

- 2 ワーキングは、次に掲げる委員若干名をもって組織する。
 - (1) 検討会議の委員の中から互選された者
 - (2) 教職員等のうちから検討会議が指名する者
- 3 ワーキングの委員の任期は、第5項の報告をするときまでとする。
- 4 ワーキングにリーダーを置き、第2項の者のうちから検討会議が指名する。
- 5 リーダーは、調査審議した結果を検討会議に報告するものとする。

(事務)

第9条 検討会議の事務は、企画総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行後、最初に任命された委員は、この規程に基づき選考されたものとみなし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。